

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十五号

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第四十九号）の施行期日は、平成二十年三月三十一日とする。